

報道関係者 各位

令和4年12月21日

【照会先】

鳥取労働局労働基準部監督課

課長 山埜 典文

監察監督官 長田 光彦

(直通電話) 0857-29-1703

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導の状況を公表します。

鳥取労働局（局長：山本浩司）はこのたび、県内の労働基準監督署が令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

（別紙参照）

### 令和3年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した101事業場（実習実施者）のうち78事業場（違反率77.2%）。

監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

主な違反事項は、使用する機械等の安全基準（35.6%）、割増賃金の支払（19.8%）、健診結果についての医師等の意見聴取（16.8%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

鳥取労働局及び鳥取県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

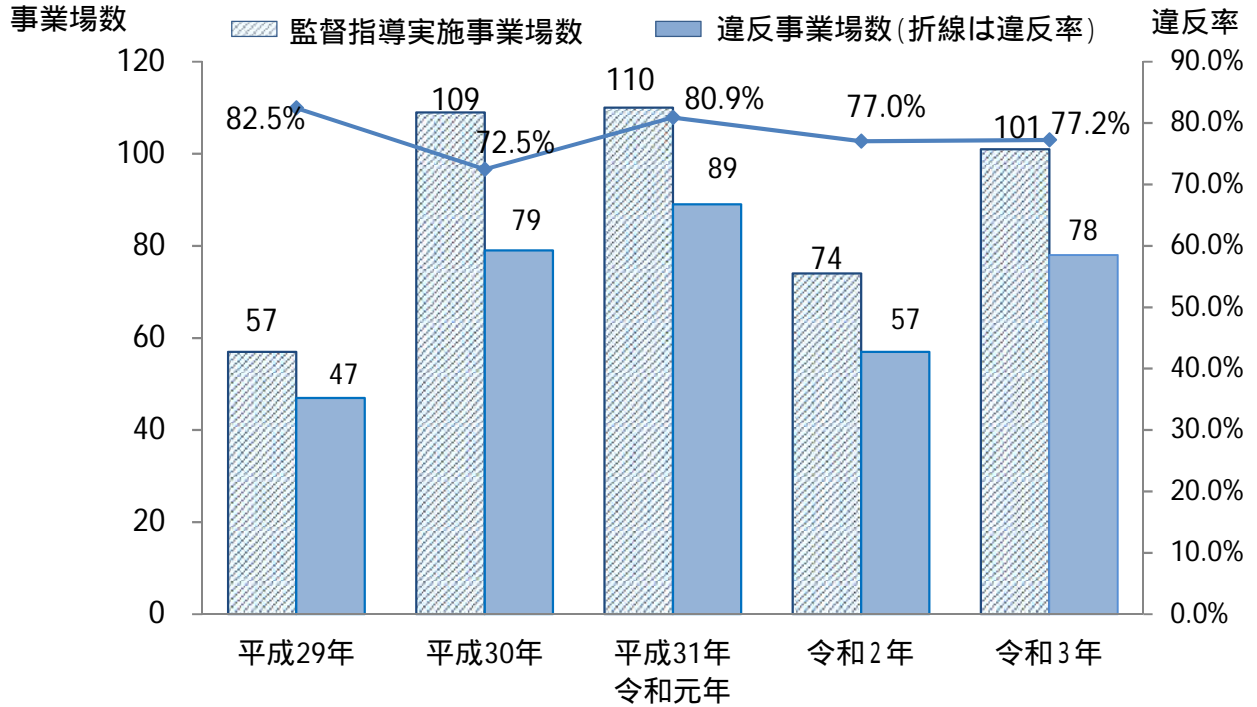
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和3年）

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

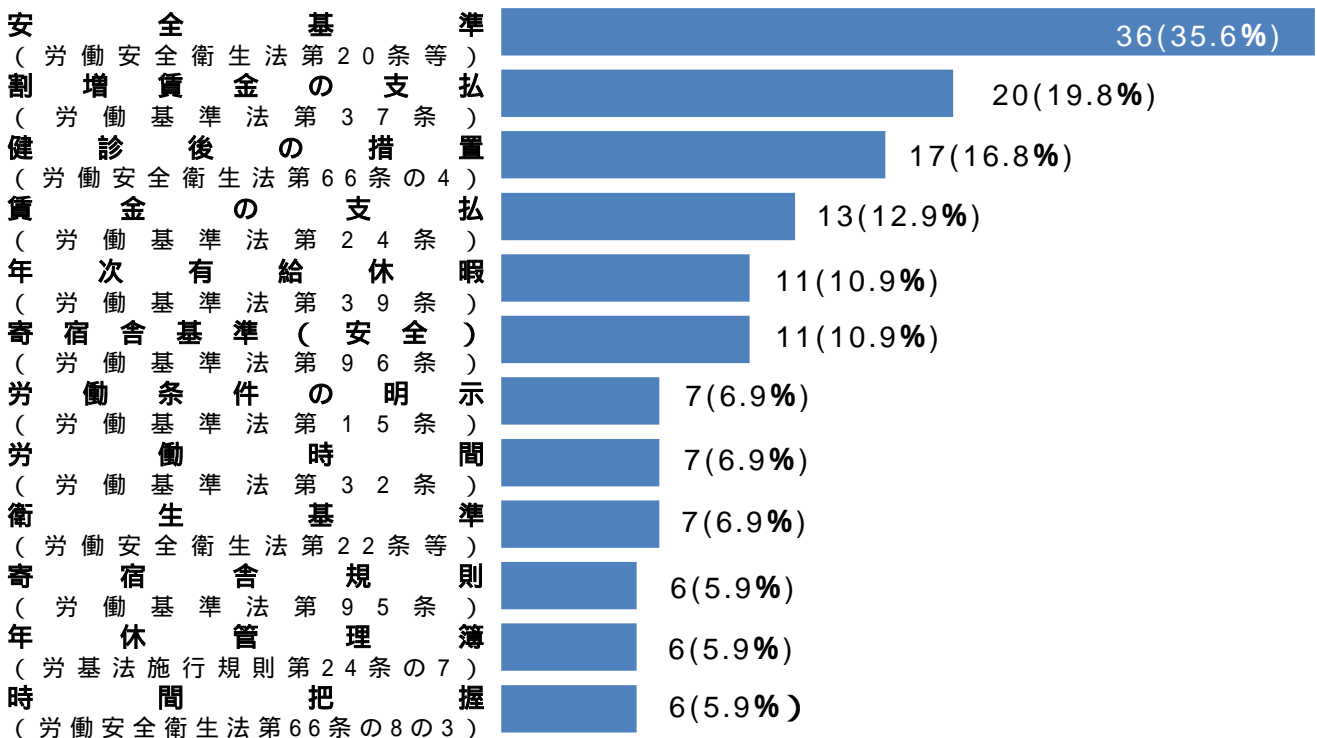
## 1 監督指導の状況

県内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して101件の監督指導を実施し、その77.2%に当たる78件で同法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、使用する機械等の安全基準（35.6%）、割増賃金の支払（19.8%）、健診結果についての医師等の意見聴取（16.8%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

| 主な業種            | 監督指導<br>実施事業場数 | 違反事業場数<br>(違反率) | 主な違反事項と事業場数(違反率)(注1)      |                           |                                |
|-----------------|----------------|-----------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
|                 |                |                 | 安全基準<br>(機械)              | 割増賃金の<br>支払               | 健診後の<br>措置                     |
| 建設              | 24             | 20<br>(83.3%)   | 安全基準<br>(機械)<br>8(33.3%)  | 割増賃金の<br>支払<br>7(29.2%)   | 健診後の<br>措置<br>6(25.0%)         |
| 機械・金属<br>製造(注2) | 22             | 18<br>(81.8%)   | 安全基準<br>(機械)<br>11(50.0%) | 健診後の<br>措置<br>4(18.2%)    | 割増賃金の<br>支払<br>3(13.6%)        |
| 食料品製造           | 17             | 13<br>(76.5%)   | 安全基準<br>(機械)<br>10(58.8%) | 割増賃金の<br>支払<br>3(17.6%)   | 寄宿舍(安全)<br>健診後の措置<br>各2(11.8%) |
| 商業              | 10             | 9<br>(90.0%)    | 割増賃金の<br>支払<br>4(40.0%)   | 寄宿舍基準<br>(安全)<br>3(30.0%) | 賃金の支払<br>安全基準<br>各2(20.0%)     |
| <参考><br>全業種     | 101            | 78<br>(77.2%)   | 安全基準<br>(機械)<br>36(35.6%) | 割増賃金の<br>支払<br>20(19.8%)  | 健診後の<br>措置<br>17(16.8%)        |

(注1) 同一の事業場が複数の違反事項に該当する場合がある

(注2) 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

### 情報を契機に監督指導を実施し、フォークリフトの無資格運転について指導

#### 概要

- 機械・金属製造業の事業場において、フォークリフトの無資格運転を行っている旨の情報が寄せられたことから、立入調査を実施した。
- この結果、資格を有していない技能実習生がフォークリフトを運転していたことが認められた。また、書面による労使協定がないにもかかわらず、賃金から寮費、水道光熱費等を控除していたことが認められた

#### 労基署の対応

- 1 技能講習を修了していない労働者に、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務を行わせてはならないことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第61条第1項(就業制限)違反  
労働安全衛生法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第41条

- 2 賃金から寮費等を控除する旨の書面による協定を締結していないにもかかわらず、賃金から寮費等を控除して支払っていたことについて是正勧告を行った。

#### 指導事項

労働基準法第24条第1項違反(賃金の支払)

#### 指導後の会社の取組

- 無資格者にはフォークリフトを運転させないよう安全教育を徹底するとともに労働者1名にフォークリフトの資格を取得させ、有資格者が不在とならないよう対策した。
- 賃金から寮費等を控除することについて、書面による労使協定を締結した。

## 事例 2

### 外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

#### 概要

- 食品製造を行う事業場において、外国人技能実習機構から賃金不払残業が疑われる旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、1か月100時間（最長：月約204時間）を超える違法な時間外・休日労働が認められた。また、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないことが認められた。

#### 労基署の対応

- 1 36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）及び休日労働（月2日）を超え時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

#### 指導事項

労働基準法第32条（労働時間）及び労働基準法第35条（休日）違反  
労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反  
長時間労働の削減

- 2 1日8時間、週40時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

#### 指導後の会社の取組

- 作業方法を見直して作業効率を改善し、短時間労働者を雇用して人員確保を図ると共に管理的立場の労働者が上限時間を意識した時間管理を実施した。
- 不足していた時間外労働に対する割増賃金を遡って支払った。

## 事例 3

### 労働災害を契機に監督指導を実施し、掃除等の場合の機械の運転停止について指導

#### 概要

- 食品製造を行う事業場において、食品を送るローラーに指が挟まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、ローラーの掃除を行う際に機械の運転を停止していなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

- 機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反  
労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

#### 指導後の会社の取組

- 被災者及び同様の業務を行う実習生に機械の清掃時は運転を停止させる必要があることなどの安全教育を母国語により実施した。
- 機械の掃除等を行う場合の作業手順の順守状況の確認等のため、管理者を増員した。